

漏水調査及び管路施設点検業務委託仕様書

業務名 令和7年度漏水調査及び管路施設点検業務委託
履行場所 高槻市内一円
履行期間 契約日から令和8年1月19日

1. 業務の目的

本漏水調査業務は、高槻市水道事業基本計画の重要業績評価指標（KPI）である高有収率の維持を目的として、高槻市内全域の漏水調査及び管路施設点検業務を委託するものである。

2. 調査及び点検対象管路

漏水調査

調査内容	系統もしくは地区	調査対象
各戸ビラ配布 戸別音聴調査 漏水確認調査	大冠・五領・奈佐 原・日吉台・阿武 野・阿武山・城山 系統	平成元年以前に布設された口径350耗以下の配水支管並びにそれに付属するポリエチレン一層管の給水装置 (296km)
弁栓音聴調査		上記296kmのうち、2030年度までに更新予定のもの(26km)

管路施設点検

点検内容	系統もしくは地区	点検対象
開蓋点検 弁室内目視点検 弁栓点検等 水管橋の点検等	大冠系統	基幹管路・重要給水施設管路に付属する水道設備（仕切弁・空気弁・区止弁・水管橋）（62基） ※耐震管、S59年度以降に布設された管は除く。

3. 履行期間

受注者は業務の履行に当たり、令和8年1月19日までにすべての業務を完了すること。

4. 管理技術者ほか

- (1) 受注者は契約書締結後、速やかに下記の技術者を定め、発注者が定める様式に必要事項を記載し、資格証の写しとともに届け出なくてはならない。
- (2) 管理技術者は、水道管路施設管理技士2級以上の有資格者であり、調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行い実務経験7年以上有する者。
- (3) 調査主任技師は、調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行い実務経験7年以上有する者。なお、管理技術者と調査主任技師は、兼任できるものとする。
- (4) 調査技師は、漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験3年以上の者。
- (5) 調査技師補は、漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験1年以上の者。

5. 業務内容

(1) 調査業務証明書及び腕章

調査員は、調査を行う場合、本市水道部が発行する調査業務証明書を携帯し、本市水道部が指定する腕章を着用すること。調査業務証明書は業務完了後、速やかに返却すること。なお、腕章は受注者にて調達を行うこと。

(2) 作業計画

①作業計画作成（昼間）

調査作業に先立ち、調査方法、調査ブロック割、作業工程等の綿密な作業計画を作成すること。全体の調査予定表は、契約書締結後14日以内に本市水道部担当者へ提出した後、調査を実施すること。

なお、閉庁日に作業を行う必要が生じたときは、事前に職員と協議した上で、閉庁日の水道部が指定する作業届出書を、その日の前日正午までに提出すること。

(3) 現場下見調査（現場作業・昼間）

①現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の給配水管図面と現地の管路、弁、栓類の位置確認を行う作業である。

なお、調査管路図（1/500〈マッピング図面〉：CD-R）は受注後に貸与する。業務完了後、速やかに返却すること。また、プリントアウトして使用した調査管路図は調査終了次第、速やかに情報が読み取れない

状態にして破棄すること。

(4) 漏水調査

①各戸ビラ配布（漏水調査お知らせビラ）

各戸音聴調査実施の際、宅地内への立ち入りなど住民とのトラブル防止のため、調査対象家屋に必要な事項（水道部と内容協議）を記入し、配布範囲と配布日記入のうえ、水道部に事前に承諾を得てから配布すること。

②戸別音聴調査

調査区域内の各戸の止水栓又は量水器を対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見する作業である。

調査員は事前に配布したビラに記入した事項を厳守し、宅地内に立ち入る場合は、居住者に承諾を得てから各戸の止水栓を十分に音聴するとともに量水器の微流針を確認し、漏水または使用水を確認する。

③弁栓音聴調査

調査区域内のバルブ・仕切弁・消火栓・水管橋等の配水管附属施設を対象とし、音聴棒等を用いて調査し、漏水音（漏水擬似音）を発見する作業である。

④漏水確認調査

音聴調査等により漏水音（漏水擬似音）を発見した箇所において漏水探知機やボーリングバー等を用いて漏水位置を特定する作業である。特定した漏水位置については、路上に白色スプレーで明示をする。また、他の地下埋設物を損傷しないよう細心の注意を払うこと。

なお、ボーリング孔にはロードキャップ等で栓をすること。

(5) 管路施設点検

①開蓋点検

基幹管路及び重要給水施設管路の仕切弁、空気弁、区止弁を対象とし、鉄蓋の開閉操作性、据付状態（ガタツキ等）、外観確認を行う作業である。

②弁室内の目視点検

基幹管路及び重要給水施設管路の仕切弁、空気弁、区止弁を対象とし、弁室内の土砂による埋没、水没及び弁の状態について目視確認を行う作業である。

③弁栓点検

基幹管路及び重要給水施設管路の仕切弁、空気弁、区止弁を対象とし、弁体からの漏水を点検する作業である。水管橋については、管体等からの漏水、錆、腐食等の目視確認を行う作業である。

④閉止確認点検

区止弁を対象とし、音聴棒を用いて弁の閉止状態の確認を行う作業である。

(6) 漏水調査報告

①実施報告

調査実施報告については、毎朝、前日までの調査内容を報告書に必要事項を記入して提出すること。

漏水位置を確認した箇所については、漏水位置および見取り図、使用者目標、推定漏水量等の必要事項を記載した漏水位置確定表にて随時報告すること。

②漏水箇所集計表

漏水箇所を集計した書類を履行期限内に提出すること。集計する様式については、水道部より別途提供する。

(7) 管路施設点検報告

①実施報告

点検実施報告については、点検結果に異状が認められる場合について毎週、前日までの点検内容を報告書に必要事項を記入して提出すること。なお、点検時に緊急修繕する必要があると判断されるものについては、適宜報告すること。

②点検記録表

点検結果と集計を履行期間内に提出すること。

③調査不可弁について

調査時に調査不可弁等があった場合は、本市水道部で調査可能にした後に、履行期間内に再度調査を行うこと。履行期間内に調査できない、または再調査をした等、調査の数に変更が生じた場合は、別途本市水道部と協議し、必要に応じて設計変更を行うものとする。

(8) その他漏水調査補助

履行期間内においては、調査対象管路以外について、本市水道部と協議の上、漏水調査を補助すること。

6. 立 会

各調査実施の際は、必要に応じて本市水道部の職員が立会を行う。

7. 調査車両の駐車

調査車両の駐車については適正な場所に駐車すること。調査車両に関するトラブルについては受注者の責任で処理すること。

8. 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9. 障がい者差別の解消

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び高槻市水道部における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領別紙について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障がい者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

10. その他

漏水調査を行う給水系統の順序については本市水道部の指示通りに行うこと。仕様書に特に定めのない事項については、本市水道部と受注者とで双方協議のうえ決定する。